

スーダン
特許法
1971年法律第58号
1971年10月15日施行

目次

第 I 部 序則

第 I 章

第 1 条 呼称

第 2 条 定義

第 II 章 特許性の要件

第 3 条 特許性のある発明

第 4 条 新規性

第 5 条 進歩性

第 6 条 産業上の利用

第 7 条 特許性の例外

第 III 章 特許の付与を受ける権利

第 8 条 特許権

第 9 条 窃取

第 10 条 委託又は従業者により行われた発明

第 11 条 真正な発明者のその旨名称を記載されるべき権利

第 IV 章 特許の付与

第 12 条 出願の条件

第 13 条 明細書及びクレームの内容

第 14 条 発明の単一性

第 15 条 優先権

第 16 条 手数料の納付

第 17 条 出願の様式審査

第 18 条 出願内容の無審査による特許付与

第 19 条 特許証の発行及び登録

第 20 条 特許の公告

第 V 章 特許により付与の権利

第 21 条 付与される権利の性格

第 22 条 保護の範囲

第 23 条 特許に基づく権利の制限

第 24 条 先製造又は先使用に基づく権利

第 VI 章 特許の存続期間及び手数料
第 25 条 特許の存続期間及び手数料

第 VII 章 特許出願及び特許の移転並びに特許の共有
第 26 条 特許出願及び特許の譲渡並びに移転
第 27 条 特許の共有

第 VIII 章 任意ライセンス
第 28 条 ライセンス契約
第 29 条 更にライセンスを許諾する実施許諾者の権利
第 30 条 実施権者の権利
第 31 条 ライセンスの譲渡禁止
第 32 条 海外支払を伴うライセンス契約
第 33 条 ライセンス契約の無効条項

第 IX 章 強制ライセンス
第 34 条 不実施及び類似の理由による強制ライセンス
第 35 条 国防若しくは国家経済又は公衆の衛生に肝要と布告された製品及び製法についての強制ライセンス
第 36 条 特許の相互従属に基づく強制ライセンス
第 37 条 任意ライセンスの拒絶
第 38 条 強制ライセンスについて請求人から差入が必要な保証
第 39 条 強制ライセンスの範囲
第 40 条 補償
第 41 条 強制ライセンスの移転
第 42 条 強制ライセンスの登録
第 43 条 強制ライセンスの訂正及び取消
第 44 条 手続

第 X 章 実施許諾用意
第 45 条 実施許諾用意

第 XI 章 権利放棄及び無効
第 46 条 特許の権利放棄
第 47 条 特許の無効
第 48 条 無効宣告の効力

第 XII 章 特許権の侵害
第 49 条 民事罰
第 50 条 刑事罰

第 51 条 特許方法使用の推定

第 52 条 実施権者による訴訟

第 II 部 技術ノウハウ

第 53 条 技術ノウハウ保護の条件

第 54 条 違法行為

第 55 条 独立取得

第 56 条 移転及びライセンス

第 III 部 通則

第 57 条

第 58 条 長官の施行規則施行権限

第 I 部 序則

第 I 章

第 1 条 呼称

本法は、「1971 年特許法」として引用することができる。

第 2 条 定義

本法において、文脈上、別意に解釈することを必要としない限り、

- (a) 「裁判所」とは、高等裁判所を意味する。
- (b) 「長官」とは、特許庁長官(Attorney General)を意味する。
- (c) 「特許庁」とは、長官が本法に基づいて課された機能を果たすため設立する庁を意味する。

第 II 章 特許性の要件

第 3 条 特許性のある発明

- (1) 新規で、進歩性を包含し、産業上利用できる発明は、特許性があるものとする。
- (2) 発明特許について改良を構成する発明は、それが新規で、進歩性を包含し、産業上利用できるときは、特許性があるものとする。
- (3) 科学的性格の原理及び発見は、発明とはみなさないものとする。

第 4 条 新規性

- (1) 発明は、先行技術により予見されないときは、新規とする。ここにいう先行技術とは、時及び場所を問わず書面若しくは口頭での開示により、又は実施、その他の方法により、特許出願日又はそれに係る適法な優先権主張日の前に公然と知られた全てから構成されているものとする。
- (2) 発明は、特許出願日に先立つ 6 月の期間内に発明者又はその者の承継人がそれを公式若しくは公認の博覧会に展示したことがあるとの事実のみを理由としては、公然と知られたとはみなさないものとする。

第 5 条 進歩性

発明は、それが関係する方法、利用、方法の組合せ、製品、又はそれが奏する産業上の効果に関する技術水準から明白に到達できるものでないときは、進歩性を包含するとみなすものとする。

第 6 条 産業上の利用

発明は、それが農業を含む何等かの種類の産業において製造され又は実施され得るときは、産業上利用できるものとみなすものとする。

第7条 特許性の例外

特許は、発明の開示又は実施が公序若しくは良俗に反する発明に係る場合、適法に取得することができない。ただし、発明の実施については、かかる実施が法律又は規則により禁止されているだけでは、公序若しくは良俗に反するとはみなさないものとする。

第III章 特許の付与を受ける権利

第8条 特許権

- (1) 第10条に従うことを条件として、特許権は、発明者又は承継人に属する。
- (2) 2人以上の者が共同して発明をしたときは、特許権は、それらの者又はそれらの承継人による持分均等の共有に属する。ただし、発明活動に寄与せず発明の完成を助力したに過ぎない者については、これを発明者又は共同発明者とはみなさないものとする。
- (3) 特許を最初に出願した者、又は同一発明の出願について最先の優先権を最初に適法に主張した者については、第9条及び第10条の規定に従うことを条件として、これを発明者又は当該発明者の承継人とみなすものとする。

第9条 窃取

出願人がその者の出願対象である発明の本質的部分を他人の発明から取得し、後者が出願人の当該行為及び特許出願を承諾していないときは、自身の発明を不法に窃取された当該他人は、当該出願又は同出願に係り付与された特許を当該他人に移転させるよう請求することができる。

第10条 委託又は従業者により行われた発明

- (1) 委託契約及び雇用契約が準拠する法規定に従うことを条件として、かつ、反対の契約規定がないときは、かかる契約の履行上行われた発明に係る特許権は、業務委託者又は使用者に属する。
- (2) (1)は、従業者が雇用契約上は発明活動に従事する必要がないがその従業者の雇用によりその者に入手可能になった資料又は手段を使用して発明を行ったときにも、適用する。
- (3) (2)に規定の状況下で、従業者兼発明者は、その者の給料及び特許発明の重要性を考慮した対価を受ける権利を有するものとし、当該対価は、当事者間に契約がないときは、裁判所により決定しなければならない。(1)に規定の状況下では、従業者兼発明者は、発明が極めて異例の重要性を有し、かつ、雇用契約上発明活動に従事を必要としないときにも、同様な権利を有するものとする。
- (4) (3)の規定により付与された利得については、契約により減額してはならない。

第11条 真正な発明者のその旨名称を記載されるべき権利

- (1) 真正な発明者は、特許にその旨名称を記載される権利を有するものとする。
- (2) 契約によっても(1)に違反することはできない。

第 IV 章 特許の付与

第 12 条 出願の条件

- (1) 特許出願は、特許庁に対して提出するものとし、次の事項を含まなければならない。
- (a) 出願人の完全な名称及び住所、並びに出願人の住所がスーダン民主共和国外の場合はスーダン民主共和国内の連絡先の表示
 - (b) 発明の明細書及びその中で参照したものがあれば図面
 - (c) 1 又は複数項のクレーム
- (2) 適切なきは、特許出願には、真正な発明者が特許にその旨名称を記載されるべきことを請求すると共にその者の名称及び住所を記載したその者の署名入り宣言書を添付しなければならない。
- (3) 出願が代理人により行われるときは、その出願には署名入り委任状を添付しなければならないが、署名の認証又は証明は、必要とされない。
- (4) 特許出願に当たり順守しなければならない様式上の要件細目については、施行規則に規定する。

第 13 条 明細書及びクレームの内容

- (1) 明細書では、発明が技術の熟練者により実施されるのに十分な程度に明白完全な方式で、当該発明を開示しなければならない。
- (2) クレームは、保護を求める事項を定義しなければならない。
- (3) クレームは、明細書の開示範囲を超えてはならない。

第 14 条 発明の単一性

- (1) 特許出願は、1 発明のみに関係するものでなければならない。
- (2) (1)に従うことを条件として、特許出願は、特に次のものを含むことができる。
- (a) 1 又は複数の製品に対するクレームの他、当該製品についての 1 又は複数の製法に対するクレーム、及び当該製品についての 1 又は複数の利用に対するクレーム
 - (b) 1 又は複数の製造法に対するクレームの他、当該製法を実施する手段に対するクレーム、当該実施に由来する製品に対するクレーム、及びかかる製品の利用に対するクレーム

第 15 条 優先権

外国で行った先願の優先権を主張しようとする特許出願人は、当該先願の日付及び番号、その者又はその者の前権利者がかかる出願を行った国並びに当該出願人の名称を表示した宣言書をその者の出願に添付しなければならないが、かつ、後願の日付から 3 月の期間以内に、その先願国の特許庁により真正なものとして認証された先願の謄本を提出しなければならない。

第 16 条 手数料の納付

特許出願は、この出願のために所定の手数料を納付しない限り、受理されないものとする。

第 17 条 出願の様式審査

- (1) 特許庁は、出願について、その第 12 条、第 14 条、第 15 条、及び第 16 条との適合性

を審査しなければならない。

(2) 第 12 条又は第 16 条の規定に適合しなかったときは、特許は、付与されないものとする。第 15 条の規定に適合しなかったときは、特許庁は、主張された優先権を当該特許に記載してはならない。

(3) 出願が第 14 条の要件を充足しないときは、出願人は、特許庁により出願を 1 発明のみに関係するよう限定することを指令されるものとする。同時に、特許庁は出願人に対して、その者が出願の他の部分について 3 月以内に 1 又は複数の分割出願を行うことができ、また当該分割出願は、原出願日、更に適当な場合には第 15 条に基づく優先権主張日に行われたと援用され得る旨告知しなければならない。出願人が原出願を 1 発明に限定するようこの指令に応じないときは、特許は一切付与されないものとする。

第 18 条 出願内容の無審査による特許付与

(1) 第 17 条に掲げた審査の結果、出願が第 12 条、第 14 条、及び第 16 条の要件を充足するときは、更に審査をすることなく、特に出願対象が第 3 条から第 7 条までの文意内で特許性を有するか否か、同一発明について先願を援用する出願がスーダン民主共和国内で既に行われたか否か、又はかかる出願の結果として特許が付与されたか否かの問題に関する審査をすることなく、当該特許は、出願された通りに、付与されるものとする。

(2) 第 17 条に掲げた審査の結果、第 15 条の規定に適合しているときは、特許庁は、主張された優先権を当該特許に記載しなければならない。

(3) 特許は、それらの効力に関する保証なしに、特許権者の危険負担で、付与されるものとする。

第 19 条 特許証の発行及び登録

(1) 特許は、特許権者に対して特許証を発行することにより付与されるものとする。特許には、その付与順に特許番号、特許権者の名称及び住所、発明の明細書、クレーム及び若しあれば当該クレームに関係する図面、及び特許出願及び付与の日付が記載され、その者の住所がスーダン民主共和国外の場合はスーダン民主共和国内の連絡先、並びに優先権主張のときはこの事実の表示、出願の番号、日付及び国、主張された優先権の基礎、並びに最後に、真正な発明者が特許に記載を請求したときは、その者の名称及び住所が記載されなければならない。

(2) 特許庁は、特許原簿を備え付け、それに対して、付与順に番号を付した付与済特許、及び各特許に関して適切なきは年次料金不納付によるその消滅、並びに本法に基づいて登録されるべき全取引を登録しなければならない。

(3) 特許庁は、登録特許権者により届出される住所又は連絡先の変更を登録しなければならない。

(4) 本法に基づいて登録特許権者に対して行われるべき通信については、その者の最新登録住所のその者宛て及び同時にその者の最新登録連絡先宛てに送付されなければならない。

第 20 条 特許の公告

(1) 特許庁は、明細書及び図面を除き第 19 条(1)に従って特許内容を記載し、付与した全特許をそれらの付与順に可及的速やかに公報に公告しなければならない。クレームについての

公告は、施行規則に許容の範囲で、かつ、それに所定の方式により、クレームの要約で代替することができる。ただし、それによりクレーム及びその効力は、損なわれないものとする。

(2) 特許庁に登録の特許については、特許庁において無料で閲覧することができ、何人も、その写をその者の手数料負担で入手することができる。本項は、特許に関して登録された取引についても適用する。

第 V 章 特許により付与の権利

第 21 条 付与される権利の性格

特許は、登録特許権者に対して、第三者による次の行為を排除する権利を付与する。

- (a) 製品に係る特許が付与されたとき、
 - (i) 当該製品を製造し、輸入し、販売のため申出をし、販売し、かつ、使用すること
 - (ii) 販売のため申出、販売、又は使用を目的として、かかる製品を保管すること
- (b) 製法に係る特許が付与されたとき、
 - (i) 当該製法を利用すること
 - (ii) 当該製法を手段として直接得られた製品に係り、(a)に掲げた何等かの行為をすること

第 22 条 保護の範囲

- (1) 特許により付与される保護の範囲については、クレームの文言により決定されなければならない。
- (2) 特許出願に含まれる明細書及び図面は、クレームの解釈に使用されなければならない。

第 23 条 特許に基づく権利の制限

- (1) 特許に基づく権利は、工業又は商業上の目的でされた行為のみに及ぶものとする。
- (2) 特許に基づく権利は、特許でカバーされた製品に係る行為であっても製品がスーダン民主共和国内で既に適法に販売された後には、及ばないものとする。ただし、特許が製品の特殊な使用にも関係する限り、この使用については、引き続き登録特許権者に対して留保されなければならない。

第 24 条 先製造又は先使用に基づく権利

他人の特許の出願日又はかかる有効な出願に係る優先権の主張日の時点で、善意で発明対象の製品を現に製造し若しくは製法を利用していたか、又はかかる製造若しくは使用を目的として既に相当な準備を行った者は、当該特許にも拘らず、かかる行為を継続し、かつ、それにより得られた製品に関しては他の第 21 条に掲げた行為をする権利を有するものとする。この権利については、当該権利の受益者である事業と共にするときに限り、譲渡できるものとする。

第 VI 章 特許の存続期間及び手数料

第 25 条 特許の存続期間及び手数料

- (1) 特許の存続期間は、施行規則に所定の年次料金の納付を条件として、出願日から 20 年

目の終了時をもって満了する。

(2) 施行規則に所定の割増手数料の納付があったときは、年次料金の納付について 6 月の猶予期間が容認されるものとする。

(3) 手数料の不納付による特許の消滅は、可及的速やかに特許庁により公報で公告されなければならない。

第 VII 章 特許出願及び特許の移転並びに特許の共有

第 26 条 特許出願及び特許の譲渡並びに移転

(1) 特許出願及び特許については、譲渡し又は承継により移転することができる。

(2) 特許出願及び特許についての譲渡は、書面により行うものとし、契約当事者の署名を必要とする。

(3) 特許出願及び特許についての譲渡又は承継による移転は、施行規則に所定の手数料を納付の上、特許庁に登録されなければならない。譲渡は、かかる登録が行われるまで第三者に対抗できないものとする。

第 27 条 特許の共有

当事者間に反対の規定がないときは、特許の共有者は、個別にそれらの者の持分を移転し、特許発明を実施し、第 21 条に基づいて付与の権利を行使することができるが、当該特許を利用する第三者向けライセンスについては、共同して行う場合に限り、許諾することができるものとする。

第 VIII 章 任意ライセンス

第 28 条 ライセンス契約

(1) 特許出願人又は特許権者は、契約により、その者の発明を利用するライセンスを他人又は他の企業向けに許諾することができるものとする。

(2) ライセンス契約は、書面によるものとし、契約当事者の署名を必要とする。

(3) 各ライセンス契約は、施行規則に所定の手数料を納付の上、特許庁に登録しなければならない。ライセンスは、かかる登録が行われるまで第三者に対抗できないものとする。

第 29 条 更にライセンスを許諾する実施許諾者の権利

(1) ライセンス契約に反対の規定がないときは、ライセンス許諾は、実施許諾者が更にライセンスを第三者に対して許諾すること、又は当該発明をその者自身で利用することを妨げないものとする。

(2) 排他的ライセンスの許諾は、実施許諾者が第三者にライセンスを許諾すること、及びライセンス契約に反対の規定がないときは実施許諾者自身で当該発明を利用することを妨げるものとする。

第 30 条 実施権者の権利

ライセンス契約に反対の規定がないときは、実施権者は、スーダン民主共和国の全領域にお

ける当該発明の実施により，かつ，第 21 条に掲げた全ての行為に係り，当該特許の全存続期間中，当該発明を実施する権利を有するものとする。

第 31 条 ライセンスの譲渡禁止

ライセンス契約に反対の規定がないときは，ライセンス契約は，第三者に譲渡できないものとし，実施権者は，サブライセンスを許諾する権利を有さないものとする。

第 32 条 海外支払を伴うライセンス諾契約

当国の必要性及びその経済開発に鑑み，長官は，海外向けロイヤルティの支払を伴うライセンス契約又はそれらの一定部類のもの及びかかる契約の修正又は更新については，長官の事前認可を必要とし，これに違反すれば無効とする旨，命令により，定めることができるものとする。

第 33 条 ライセンス契約の無効条項

(1) ライセンス契約における条項又はかかる契約に係る条項は，実施権者に対して特許により付与された権利から発生しない制限を工業及び商業分野で課す限りにおいて，無効とする。

(2) 特に次のものについては，かかる制限を構成するとはみなさないものとする。

- (a) 特許対象の利用について，その程度，範囲，数量，領域，又は期間に関する制限
- (b) 特許対象の技術的完全利用を図る実施許諾者の権益により正当化される制限
- (c) 特許付与を妨げ若しくは阻止し又はその効力を損なうことがある行為を全て差し控えるよう実施権者に課された義務

第 IX 章 強制ライセンス

第 34 条 不実施及び類似の理由による強制ライセンス

(1) 特許出願日から 4 年の期間又は特許付与日から 3 年の期間の何れか遅い期間の満了後は何時でも，利害関係人は，第 44 条に規定の条件に従い，次の 1 又は複数の事由により強制ライセンスの裁定を請求することができる。

- (a) 特許発明がスーダン民主共和国内で実施できるにも拘らず，(3)の文意内で十分実施されていない。
- (b) 特許発明がスーダン民主共和国内で実施されていても，妥当な条件で製品需要を充足していない。
- (c) スーダン民主共和国内での特許発明の実施が特許物品の輸入により現に妨げられ又は阻害されている。
- (d) 登録特許権者による妥当な条件でのライセンス許諾の拒絶を理由として，スーダン民主共和国内の工業若しくは商業上の活動の確立又は進展について，不公正かつ実質的に阻害されている。

(2) 上記全ての場合において，強制ライセンスについては，特許権者が特許発明に係る自身の行為が当該状況下では正当化され得る旨立証したときは，これを設定してはならない。輸入は，不実施の正当な理由を構成しないものとする。

(3) 本項に基づく特許発明の実施とは、スーダン民主共和国内に現存する有効かつ本格的な施設により、当該状況下で十分かつ妥当な規模で、特許物品を製造し、特許製法を利用し、又は特許機械器具の製作に使用することを意味する。

(4) 強制ライセンスは、実施権者に輸入を除き第 21 条に掲げた行為の全部又は一部をすることを授権するものでなければならない。

第 35 条 国防若しくは国家経済又は公衆の衛生に肝要と布告された製品及び製法についての強制ライセンス

長官は、スーダン民主共和国の国防若しくは国家経済、又は公衆の衛生にとり肝要であると当該命令により布告された一定の特許製品若しくは製法、又は一定部類のかかる製品若しくは製法については、たとえ第 34 条(1)に掲げた期間の満了前であっても、またスーダン民主共和国への輸入についてであっても、強制ライセンスが第 34 条に規定の状況下で裁定され得る旨、命令により、定めることができるものとする。

第 36 条 特許の相互従属に基づく強制ライセンス

(1) スーダン民主共和国内で特許により保護された発明について、それが先願により付与の特許から発生したか又は優先権主張に基づく他人の権利を侵害することなしには実施できないときは、強制ライセンスについては、請求に基づき、第 44 条に規定の状況下で後願の登録特許権者に対して、その者の発明の実施に必要な範囲で、設定され得るものとする。ただし、これは、かかる発明が当該先願特許の対象を形成している発明の目的と異なる産業上の目的に役立つか又はそれとの関係で顕著な技術的進歩を構成する限りにおいてとする。

(2) 発明 2 件が同一の産業上の目的に役立つ場合において、先願の登録特許権者に対して、その先願者からの請求に基づいて、後願の特許に係るライセンスが許諾されるときに限り、強制ライセンスは、設定されるものとする。

第 37 条 任意ライセンスの拒絶

第 34 条、第 35 条又は第 36 条に基づいて強制ライセンスを請求する者は何人も、その者が書留郵便で任意ライセンスを請求して登録特許権者に既に接触したが当該特許権者から妥当な条件で妥当な期限内にかかるライセンスを取得できなかったことを示す証拠を提出しなければならない。

第 38 条 強制ライセンスについて請求人から差入が必要な保証

第 34 条及び第 35 条に規定の場合において、強制ライセンスについては、当該強制ライセンスの裁定請求事由であった欠乏を救済し又は需要を充足するのに十分な程に発明を実施する旨必要な保証を提供する請求人向けに限り、裁定されなければならない。

第 39 条 強制ライセンスの範囲

(1) 強制ライセンスは、非独占的とする。

(2) 強制ライセンスの条件については、第 44 条に従って決定され、実施権者及び登録特許権者の双方に対する義務及び制限を規定することができる。

第 40 条 補償

強制ライセンスは、発明が実施される範囲に見合う十分なロイヤルティの支払のみを条件として、設定されるものとする。

第 41 条 強制ライセンスの移転

(1) 強制ライセンスは、実施権者の事業又は特許発明を実施しているその者の事業部分と共にするときに限り、移転することができる。全てかかる移転については、強制ライセンスを裁定した当局の認可を必要とし、違反すれば無効とする。

(2) 第 42 条及び第 44 条は、強制ライセンスの移転に適用することができる。

(3) 強制ライセンスを付与された者は、サブライセンスを許諾する権利を有さないものとする。

第 42 条 強制ライセンスの登録

各強制ライセンスは、利害関係人の請求に基づくか又は第 44 条(4)に規定の特許庁への通知後の何れかにより、特許庁に手数料なしで登録されなければならない。当該ライセンスは、かかる登録が行われるまで第三者に対抗できないものとする。

第 43 条 強制ライセンスの訂正及び取消

(1) 新事実がそうすることを正当化したとき、特に登録特許権者が任意ライセンスをより有利な条件で任意実施権者に対して許諾したときは、当該ライセンス条件については、登録特許権者又は強制ライセンスの実施権者の請求に基づき、強制ライセンスを裁定した当局により訂正することができる。

(2) 実施権者がライセンスの所定条件を順守しないか又は強制ライセンス設定を正当化した状況が消滅したときは、登録特許権者の請求により、強制ライセンスについては、取り消すことができる。後者の場合において、即時停止がその者に深刻な損害を与えると予想されるときは、当該発明の実施を取り止めるために妥当な時間を実施権者に対して与えなければならない。

(3) 第 42 条及び第 44 条は、強制ライセンスの訂正及び取消に適用できるものとする。

第 44 条 手続

(1) 強制ライセンスの裁定請求は、裁判所に対して行わなければならない。

(2) 裁判所登録官は、書留郵便により、強制ライセンスの裁定請求人及び登録特許権者に対して妥当な期間内に裁判所に出頭するか又は代理人を出頭させるよう指令しなければならない。裁判所は、出頭した当事者又は代理人を審問しなければならない。裁判所は、強制ライセンスの裁定前に、長官の助言を求めるものとし、同長官は、審問に参加し、かつ、適切な意見を述べるため代理人を派遣することができるものとする。

(3) 裁判所は、強制ライセンスを裁定できるか否かについて先ず判決しなければならない。それが裁定され得るものと裁判所が認めるときは、当事者に対して当該条件について協議の上合意に達する妥当な期間を与えるものとする。当事者間で合意に達せず期限が満了したときは、裁判所は、第 40 条に掲げたロイヤルティの額を含め当該条件を決定する。強制ライセンスの条件は、ロイヤルティ関係のものを含め、当事者間の有効な契約を構成するとみな

されるものとする。

(4) 強制ライセンスを裁定する裁判所の判決については、裁判所登録官により関係各当事者及び特許庁に対して通知されなければならない。

第 X 章 実施許諾用意

第 45 条 実施許諾用意

(1) 既往の登録ライセンスの条件により更にライセンスを許諾することを排除されていない登録特許権者は、特許庁に対してその者の特許に係り「実施許諾用意」の文言を特許原簿に記載するよう申請することができる。当該文言は、特許原簿に記載され、かつ、この事実は可及的速やかに特許庁により公告されなければならない。

(2) この文言の特許原簿への記載があるときは、何人も、合意がないときは裁判所により決定の条件に基づいて、前記特許を利用するライセンスを取得する権利を与えられるものとする。

(3) 「実施許諾用意」の文言の特許原簿への記載日後に特許に係り納付を必要とする年次料金の額は、半分減額されるものとする。

(4) 登録特許権者は、何時でも特許庁に申請して「実施許諾用意」の記載を取り消すことができる。許諾中のライセンスが一切ないか又は実施権者が全て同意したときは、特許庁は、特許原簿への当該記載が行われなかった場合には納付を要した筈の手数料及び年次料金が全額納付されて後に、当該記載を取り消すものとする。

(5) 第 28 条(3)、第 30 条、第 32 条、及び第 33 条は、実施許諾用意にも同様に適用することができるものとする。

(6) 実施許諾用意による実施権者は、それを譲渡すること又はそれに基づいてサブライセンスを許諾することについては、何れもできないものとする。

第 XI 章 権利放棄及び無効

第 46 条 特許の権利放棄

(1) 特許については、登録特許権者により特許庁に対して申立書を提出して権利放棄することができる。

(2) 権利放棄は、特許の 1 又は複数項のクレームに限定することができる。

(3) 権利放棄は、特許庁により直ちに登録され公告されなければならない。権利放棄は、それが登録されて後初めて有効とする。

(4) 任意ライセンス又は実施許諾用意が特許庁に登録されている場合において、特許の権利放棄は、登録実施権者が当該権利放棄に同意している旨の宣誓書を提出したときに限り、登録されるものとする。

第 47 条 特許の無効

(1) 所轄官庁を含む何人かの請求に基づき、裁判所は、次の状況下では特許を無効と宣告しなければならない。

(a) 特許の対象について、第 3 条から第 7 条までの文意内で特許性がないとき

- (b) 発明の明細書又はクレームについて、第 13 条の要件を充足しないとき
- (c) 同一発明について、特許が先願又は優先権主張の出願による結果として、スーダン民主共和国において付与されたとき
- (2) 無効については、(1)の規定が当該特許の一部のみに影響するときは、それに対応してクレームを限定する方式で、宣告されなければならない。
- (3) 裁判所は、審理のため登録特許権者に対して次のものを提出させることができる。
 - (a) 同一発明について、登録特許権者若しくはその前権利者により外国の特許庁に提出された特許出願か若しくは当該特許に関する訴訟の何れかに関連して参照されたかも知れない出願又は先願特許の一覧
 - (b) 政府若しくは政府間の調査機関により登録特許権者若しくはその前権利者に対して送付された調査報告書に記載の出願又は特許の一覧

第 48 条 無効宣告の効力

- (1) 無効と宣告された特許は、遡及してその付与日から無効であったとみなされるものとする。ただし、ライセンスが許諾済のときは、実施権者が当該ライセンスから既に有効に利益を得ていた限りにおいて、無効には実施権者によって支払われたロイヤルティの払戻を伴わないものとする。
- (2) 無効宣告が確定したときは、裁判所の登録官は、それを特許庁に対して通知し、特許庁は、それを特許原簿に登録した上、可及的速やかに公告しなければならない。

第 XII 章 特許権の侵害

第 49 条 民事罰

- (1) 侵害の虞があるか若しくは侵害されている第 21 条及び第 22 条に基づく権利を有する登録特許権者は、当該侵害の予防又はその継続の禁止を図る訴訟を提起することができる。
- (2) それら権利の侵害の場合、登録特許権者は、損害賠償及び民事法に規定されたその他の制裁、例えば侵害製品若しくはかかる製品の製造に使用の機械器具の差押又は廃棄を請求することもできる。

第 50 条 刑事罰

- (1) 第 21 条及び第 22 条に基づく登録特許権者の権利に対する故意の侵害は、犯罪を構成する。
- (2) かかる犯罪は、1,000 ポンド以下の罰金及び／又は 1 年以下の禁錮に処する。再犯のとき、すなわち、犯罪人が先立つ 5 年以内に既に特許侵害で有罪とされたことがあるときは、最高刑罰については、2 倍に加重する。

第 51 条 特許方法使用の推定

特許が新規製品を製造する方法に係る場合において、第三者により製造された同一の製品は、反証がないときは、その方法により製造されたものと推定する。

第 52 条 実施権者による訴訟

- (1) 任意ライセンス若しくは強制ライセンス又は実施許諾用意に基づく実施権者は、実施許諾者に対して、実施権者により表示の特許侵害に係る民事上若しくは刑事上の処罰を行わせるのに必要な訴訟を提起するよう書留郵便により請求することができる。
- (2) 実施許諾者が前記請求から 3 月以内に訴訟を提起しなかったときは、登録ライセンスに基づく実施権者は、自己名義で訴訟を提起できるものとする。ただし、これにより、実施許諾者のかかる訴訟に参加する権利は、損なわれないものとする。

第II部 技術ノウハウ

第53条 技術ノウハウ保護の条件

- (1) 有効な特許により付与された何等かの権利及び(2)の規定に従うことを条件として、何人も、産業上の技法の実施及び利用に関する製法又は知識を自由に実施できるものとする。
- (2) ただし、これらの製法及び知識が公衆に公開されていないか又は入手可能になっていないときは、それらを開発した者がそれらの秘密性の保持に必要な措置を講じたことを条件として、それらは、第三者による違法な実施、開示又は伝達から保護されなければならない。

第54条 違法行為

第53条(2)に掲げた製法及び知識について、それらの秘密性を知り又は知り得た筈の者によるそれらの使用、開示又は通信は、違法とみなすものとし、それら違法行為に対しては、第49条及び第50条を適用できるものとする。

第55条 独立取得

何人も、自己独自的手段で産業上の技法の実施及び利用に関する製法又は知識を開発した者、並びに前者からそれら製法及び知識を適法に取得した者は、他人が同一の製法及び知識について秘密を保持していたとしても、それらを使用し又は第三者向けに開示し若しくは伝達する権利を有するものとする。

第56条 移転及びライセンス

- (1) 第53条(1)及び(2)に掲げた製法及び知識は、譲渡できるものとし、かつ、ライセンス契約の対象となり得るものとする。
- (2) これについては、第26条(2)、第28条(2)、第29条、第30条、第31条及び第32条を準用することができる。

第 III 部 通則

第 57 条

企業が本法に基づく侵害を行ったときは、経営会議の構成員、代表取締役若しくは会社秘書役、又は類似の職責にある者、若しくは侵害日現在その企業においてかかる職務の表見執行者とされた者は、侵害者とみなされるものとする。ただし、当該侵害がその者の承諾を得て行われたものではないか又はその者の過失によるものではないこと、及びその者が当該侵害回避のため与えられた状況下でその者の権限内で最善の努力をしたことの証拠をその者が提出したときは、この限りではない。

第 58 条 長官の施行規則施行権限

長官は、大蔵大臣及び経済商業供給大臣が所定の手数料を承認したときは、本法の目的を果たすため施行規則を制定することができる。